

さとうきび生産改善共励会実施要領

第1 目的

さとうきびの生産振興のため、増産や生産性向上等において模範となる取組を実践している営農組織や法人（1戸法人は除く。以下「団体」という。）及び生産性向上において優秀な成績を収めている農家（1戸法人を含む。）表彰するとともに、その成果を広く紹介し普及に努める。

第2 主催

公益社団法人 鹿児島県糖業振興協会（以下「協会」という。）

第3 表彰件数

（1）団体の部

最優秀賞 1団体 優秀賞 若干団体

（2）農家の部

最優秀賞 1農家 優秀賞 若干農家

第4 推薦及び審査の方法

（1）団体の部及び農家の部

ア 各島の糖業振興会又はさとうきび生産対策本部（以下「振興会等」という。）の長は、審査基準に照らして優秀と思われる団体及び農家（各1市町村1点以内）を選定し、推薦書（別記様式）を協会理事長に提出する。

なお、大島地域にあつては、奄美群島糖業振興会を經由して協会理事長へ提出する。

イ 協会理事長は、さとうきび生産改善共励会審査会を開催し、受賞団体及び受賞農家を決定するものとする。

第5 審査基準

（1）団体の部

さとうきびの生産振興に意欲的に取り組み、品質及び生産性向上が図られている団体で、次の条件を満たし他の団体の模範となっていること。

ア 団体として、組織の規約（法人の場合は定款）及び農業機械等の管理運営規程が整備され、活動が活発に行われていること。

イ さとうきび栽培の規模拡大が進んでいること。

（団体又は構成員が全くさとうきびを栽培していない場合は、対象としない。）

ウ さとうきびの単収及び品質向上に一体的に取り組み、優れた成績を収めていること。

エ ハーベスタ等農業機械の共同利用や農作業の受託作業により、農業機械の効率的利用に努めていること。

オ 農作業計画等が構成員の同意により作成され、その計画に基づいて活動がなされていること。

（2）農家の部

さとうきびの生産振興に意欲的に取り組み、品質及び生産性向上が図られている農家で、下記の条件を満たしている農家であること。

ア さとうきびの単収が高いこと。

イ さとうきびの品質が高いこと。

ウ さとうきびの規模拡大が進んでいること。

エ 認定農業者であるか、又は市町村が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において示された農業経営の目標に準じる経営がなされていること。

第6 審査結果の報告等

(1) 協会理事長は、受賞団体及び受賞農家を決定したときは、その結果を振興会等へ通知するとともに、受賞団体及び受賞農家の概要を取りまとめ、その成果の普及に努める。

なお、大島地域の受賞団体及び受賞農家については、奄美群島糖業振興会を経由して振興会等へ通知する。

(2) 振興会等は、生産者大会等の場で受賞団体及び受賞農家を表彰し、その成果の普及に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月14日から適用する。

この要領は、平成24年6月20日から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。